

# 認定情報技術者® (CITP®)

## 2021 年度 技術士（情報工学）向け申請案内

### 主要項目

対象者	情報工学部門または総合技術監理部門（情報工学）の登録を受けている技術士
申請受付	期間：2021年7月1日（木）～2021年7月31日（土）17:00 申請サイト： <a href="#">認定情報技術者制度のホームページ</a> 参照。
必要な書類	日本技術士会が2021年4月1日以降に発行した「技術士登録証明書」
申請・登録料	金額：10,000円（税別）
合格通知	2021年9月30日（木）〔予定〕

(注) [認定情報技術者制度のホームページ](https://www.ipsj.or.jp/citp.html)：<https://www.ipsj.or.jp/citp.html>

2021年6月  
一般社団法人 情報処理学会

---

認定情報技術者、および、CITP は、情報処理学会の登録商標です。

## 改訂履歴

日付	ページ	改訂内容
2021.06.01		初版

## 目 次

1	認定情報技術者（CITP）資格制度の概要.....	1
1.1	制度の目的.....	1
1.2	CITP とは.....	1
1.3	情報処理学会との関係.....	1
2	技術士（情報工学）有資格者の CITP 審査及び申請料の一部免除.....	2
2.1	対象者.....	2
2.2	登録料.....	2
2.3	審査の概要.....	2
3	申請.....	2
3.1	申請.....	2
3.2	登録料の納入.....	3
3.3	申請に関する注意事項.....	3
4	認定.....	3
4.1	審査結果の通知.....	3
4.2	認定証の送付.....	3
4.3	CITP の公開.....	3
4.4	公開内容の変更.....	3
5	機密情報の扱い.....	3
5.1	申請者の注意義務.....	3
5.2	情報処理学会に於ける申請情報の取り扱い.....	4

# 1 認定情報技術者（CITP）資格制度の概要

## 1.1 制度の目的

高度の専門知識と豊富な業務実績を有する情報技術者を、認定情報技術者（Certified IT Professional、以下、CITP といいます）として可視化してその社会的地位の確立を図ること、および、CITP からなるプロフェッショナルコミュニティを構築し、コミュニティ活動を通じて社会および産業界のニーズに応えることを目的としています。

## 1.2 CITP とは

CITP とは、IT スキル標準（ITSS）のレベル 4 以上に相当する知識とスキルを保有し、それを業務で発揮していると共に、技術の発展や後進の育成などの社会貢献を行っているとして認定を受けた技術者です。CITP 資格の有効期間は 3 年間で、継続する場合は、有効期間内に資格の更新を行う必要があります。（資格の更新については、別途、掲載します。）

（注）IT スキル標準のレベル 4 とは

プロフェッショナルとしてスキルの専門分野が確立し、自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル。社内において、プロフェッショナルとして求められる経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献しており、ハイレベルのプレーヤとして認められる。スキル開発においても自らのスキルの研鑽を継続することが求められる。（IT スキル標準より）

表 1 対象レベル

高度 IT 人材	スーパー ハイ	レベル 7	国内のハイエンドプレーヤかつ 世界で通用するプレーヤ	成果（実績）ベース ↓ 業務経験や面談等
		レベル 6	国内のハイエンドプレーヤ	
	ハイ	レベル 5	企業内のハイエンドプレーヤ	
		レベル 4	高度な知識・技能	試験＋業務 経験により判断
ミドル	ミドル	レベル 3	応用的知識・技能	スキルベース ↓ 試験の可否
		レベル 2	基本的知識・技能	
	エントリ	レベル 1	最低限求められる基礎知識	

## 1.3 情報処理学会との関係

本制度は、情報処理学会が運営していますが、CITP は情報処理学会員である必要はありません。

（注）情報処理学会では、情報処理学会が個々の個人の認証を直接行う本方式のほかに、企業の社内資格制度が CITP 資格制度と整合性があることを情報処理学会が認定し、社内資格を得た個人に CITP 資格を与える方式も運用しています。

## 2 技術士（情報工学）有資格者の CITP 審査及び申請料の一部免除

情報処理学会では、技術士（情報工学）の資格を有する個人に対し、CITP 審査及び申請料の一部免除を行います。

### 2.1 対象者

情報工学部門または総合技術監理部門（情報工学）の登録を受けている技術士を対象とします。技術士補、未登録の二次試験合格者は対象ではありません。

### 2.2 登録料

10,000 円（消費税別）を申請時に納付してください。クレジットカード決済を原則とし、申請内容の不備等で申請が受け付けられない場合にも返還されません。

### 2.3 審査の概要

情報処理学会の Web システムを使って、必要な事項を登録し、日本技術士会が発行する「技術士登録証明書」を送信（アップロード）してください。

学会は、登録内容と証明書の内容が同じであることを確認します。技術士登録証及び文部科学省発行の英文証明書では受け付けません。

表 2 新規申請における技術士（情報工学）への免除内容

	一般	技術士（情報工学）
申請物	①高度情報処理技術者試験合格証 ②推薦書 ③申請書（業務・プロフェッショナル貢献等の記録、業務経歴書、達成度指標チェックシート、スキル熟達度チェックシート）	① 技術士登録証明書（申請年度の 4 月 1 日以降に発行されたもの）
審査	①書類審査 ②面接審査（一部の申請者）	免除
審査料	20,000 円	0 円
登録料	10,000 円	10,000 円

## 3 申請

### 3.1 申請

情報処理学会の Web システムを使って、次の項目を入力し、「技術士登録証明書」を、PDF ファイルに変換し送信（アップロード）してください。

- ・氏名（漢字／カナ）、生年月日
- ・登録番号（5 桁）
- ・連絡先（TEL／メールアドレス）
- ・所属組織名
- ・CITP 認定証送付先住所
- ・氏名／所属の公開・非公開区分、など

## 3.2 登録料の納入

情報処理学会の Web システムを使って、申請料を納入してください。納入は、クレジットカードで行います。クレジットカードでの納入ができない場合は、次の連絡先に連絡してください。

(連絡先：トーヨー企画株式会社 認定情報技術者申請受付係

TEL : 03-3262-6605 Email : [ipsj-citp@gakkai-web.net](mailto:ipsj-citp@gakkai-web.net))

なお、情報処理学会は、申請受付業務をトーヨー企画株式会社に委託しています。

## 3.3 申請に関する注意事項

- ・ 一旦納入済みの料金は、事情の如何に関わらず返金しません。
- ・ 申請に関する問い合わせは、次の連絡先に連絡してください。

連絡先： 一般社団法人情報処理学会 CITP 担当

TEL : 03-3518-8373 Email : [ipsj.citp@ipsj.or.jp](mailto:ipsj.citp@ipsj.or.jp)

- ・ 申請内容について、情報処理学会 CITP 担当から問い合わせを行う場合があります。
- ・ 本申請は、技術士（情報工学）向けの新規申請です。既に CITP 資格を有する技術士（情報工学）は、更新期限までに更新申請を行なってください。（資格の更新については、別途、掲載します。）

## 4 認定

### 4.1 審査結果の通知

審査結果は、情報処理学会より電子メールにて申請者に通知します。なお、不合格理由の問い合わせ、および、不合格に対する不服申し立ては受け付けません。

### 4.2 認定証の送付

合格者には、CITP の認定書が郵送されます。

### 4.3 CITP の公開

情報処理学会のホームページに、認定情報技術者の認定番号、氏名、および勤務先が公開されます。ただし、申請者が希望すれば、氏名と勤務先、または、勤務先を非公開とすることができます。ホームページで公開されていることが、CITP 資格を保有していることの証明となります。

### 4.4 公開内容の変更

ホームページの内容を変更したい場合は、情報処理学会に申請してください。

## 5 機密情報の扱い

### 5.1 申請者の注意義務

申請者は、申請書に記載する情報について、申請者が属する組織の規定、あるいはその顧客との契約に違反してはなりません。違反により、申請者が属する組織、あるいはその顧客が不利益を被っても、情報処理学会はその責を負いません。

## 5.2 情報処理学会に於ける申請情報の取り扱い

情報処理学会は、CITP 資格の申請で取得した情報は、審査、登録、及びこれらに関わる事務、申請者への連絡や継続研鑽（CPD）に関する情報の提供（認定後も含む）、並びに、統計情報の作成の目的に限り使用します。申請で取得した情報は、情報処理学会の[プライバシーポリシー](#)に沿って、個人情報として厳重に管理します。なお、情報処理学会は、個人が特定されない統計情報を公開することがあります。

申請の受付や申請者への連絡等の業務を外部の事業者へ委託する場合は、当該委託先と申請情報の取扱いに関する契約を行うとともに、申請情報の安全管理が図られるよう適切な管理監督を行います。